

住所地特例等について

厚生労働省 老健局 介護保険計画課

高齢移住者に係る住所地特例拡大 への考え方について

介護保険の住所地特例について

- 介護保険においては、**地域保険の考え方**から、**住民票のある市町村が保険者となるのが原則**。
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、**特例**として、**施設に入所する場合**には、住民票を移しても、**移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）**を設けている。
- 昨年の法改正により、今年4月から**有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅**も、**住所地特例の対象**となった。

<制度概要>



住所
住民税、行政サービス、選挙権
介護保険の保険者
介護保険料、保険給付

A市
A市

<現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ ~~※ サービス付き高齢者向け住宅は対象外。~~
 - ・ 軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

昨年の法改正でこの除外規定を削除
(本年4月1日施行)

(参考)

有料老人ホーム：住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。介護サービスも同一事業者が提供する場合が多い。

サービス付き高齢者向け住宅：「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。介護サービスは外部の事業者が提供。

高齢移住者に係る住所地特例拡大のご意見について

住所地特例拡大の意味

- 住所地特例の一般住宅等への拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。

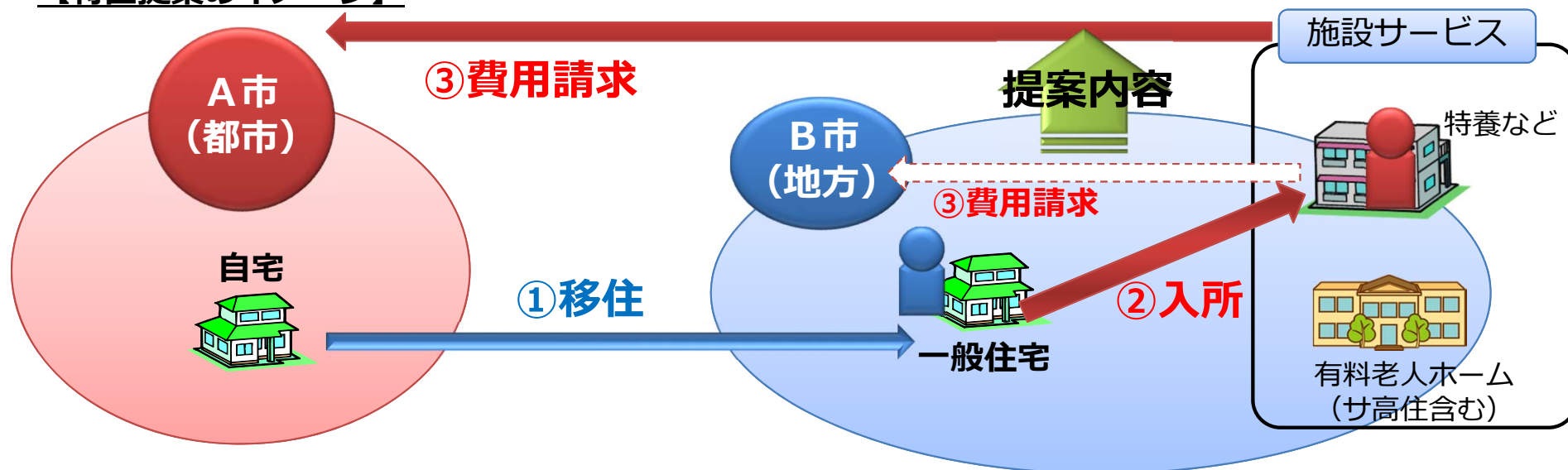
提案の内容

○ 住所地特例の適用拡大

- ① 特区として、移住者について、一旦一般住宅に移住してから施設に入所した場合も、住所地特例を適用すること。（徳島県、高知県）
- ② 全国実施として、住所地特例の適用対象を拡大すること。（全国知事会、四国知事会など）

○ 介護給付費財政調整交付金の拡充（徳島県）

【特区提案のイメージ】



1. 第1のアプローチ（特区制度での実施）

- 特区制度により住所地特例の拡大を適用することは、一部の手を挙げた自治体のみに適用することとなる。
- 自治体は保険料の引き上げを避けるため、費用負担をできるだけ下げたいと考える。このため、**結果として多くの自治体が特区に手を挙げることとなり、日本全国での負担の押し付け合いの構図となりかねない。**
- 特に、**地方の町村部からその地域の中核都市に移住するケースでは、町村部の負担増となりかねず、地方創生に逆行するおそれすらある。**

2. 第2のアプローチ（全国実施）

- 特区ではなく全国実施とすると、**他自治体への高齢者の転出超過となっている約6割の自治体において、負担増となるおそれがある。**
 - ※ 住民基本台帳の動きでは、24都道府県において65歳以上の高齢者が転出超過。
 - ※ 北海道、青森県、島根県、愛媛県、高知県などでも65歳以上の高齢者が転出超過。
- 全国実施すると、**地域の中核都市で働く子供が周辺の町村部から親を呼び寄せた場合には、町村部の負担増となってしまう。**
- **一番最初の住所地市町村が転出後の住民の転入出の状況をずっと追いつける仕組みを構築したらどうかという提案があるが、市町村の業務に過度な負担と混乱が生じることとなりうる。**

⇒ 住所地特例は、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、住宅まで制度を拡大することは自治体責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがあるため、特区制度や全国的な対応、その他の対応は困難である。

対応策の検討

- ご意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにある。
- このような自治体を支援する観点から、特に年齢が高い高齢者が多い自治体に今よりもきめ細かく国の財源を配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、**次期制度改正に向けて調整交付金の配分方法を見直す**ことが考えられる。

都道府県別転入・転出超過の市町村数

○ 全国の6割弱の市町村が65歳以上について転出超過となっている。

都道府県	市町村数	総 数				0～14歳				15～64歳				65歳以上			
		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過	
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
			%		%		%		%		%		%		%		%
全 国	1,718	407	23.7	1,311	76.3	937	54.5	781	45.5	352	20.5	1,366	79.5	735	42.8	983	57.2
01 北海道	179	18	10.1	161	89.9	68	38.0	111	62.0	21	11.7	158	88.3	29	16.2	150	83.8
02 青森県	40	3	7.5	37	92.5	16	40.0	24	60.0	2	5.0	38	95.0	13	32.5	27	67.5
03 岩手県	33	3	9.1	30	90.9	19	57.6	14	42.4	4	12.1	29	87.9	14	42.4	19	57.6
04 宮城県	35	14	40.0	21	60.0	21	60.0	14	40.0	12	34.3	23	65.7	18	51.4	17	48.6
05 秋田県	25	1	4.0	24	96.0	13	52.0	12	48.0	0	0.0	25	100.0	7	28.0	18	72.0
06 山形県	35	3	8.6	32	91.4	19	54.3	16	45.7	2	5.7	33	94.3	12	34.3	23	65.7
07 福島県	58	11	19.0	47	81.0	31	53.4	27	46.6	9	15.5	49	84.5	18	31.0	40	69.0
08 茨城県	44	9	20.5	35	79.5	26	59.1	18	40.9	9	20.5	35	79.5	26	59.1	18	40.9
09 栃木県	25	6	24.0	19	76.0	13	52.0	12	48.0	3	12.0	22	88.0	17	68.0	8	32.0
10 群馬県	35	7	20.0	28	80.0	20	57.1	15	42.9	6	17.1	29	82.9	19	54.3	16	45.7
11 埼玉県	63	28	44.4	35	55.6	47	74.6	16	25.4	22	34.9	41	65.1	51	81.0	12	19.0
12 千葉県	54	22	40.7	32	59.3	31	57.4	23	42.6	14	25.9	40	74.1	14	25.9	14	25.9
13 東京都	40	23	57.5	17	42.5	25	62.5	15	37.5	24	60.0	16	40.0	21	52.5	19	47.5
14 神奈川県	33	15	45.5	18	54.5	18	54.5	15	45.5	12	36.4	21	63.6	25	75.8	8	24.2
15 新潟県	30	2	6.7	28	93.3	14	46.7	16	53.3	2	6.7	28	93.3	9	30.0	21	70.0
16 富山県	15	1	6.7	14	93.3	10	66.7	5	33.3	1	6.7	14	93.3	6	40.0	9	60.0
17 石川県	19	6	31.6	13	68.4	9	47.4	10	52.6	4	21.1	15	78.9	6	31.6	13	68.4
18 福井県	17	1	5.9	16	94.1	8	47.1	9	52.9	1	5.9	16	94.1	3	17.6	14	82.4
19 山梨県	27	5	18.5	22	81.5	11	40.7	16	59.3	3	11.1	24	88.9	14	51.9	13	48.1
20 長野県	77	22	28.6	55	71.4	53	68.8	24	31.2	15	19.5	62	80.5	44	57.1	33	42.9
21 岐阜県	42	7	16.7	35	83.3	32	76.2	10	23.8	6	14.3	36	85.7	16	38.1	26	61.9
22 静岡県	35	8	22.9	27	77.1	14	40.0	21	60.0	6	17.1	29	82.9	20	57.1	15	42.9
23 愛知県	54	29	53.7	25	46.3	29	53.7	25	46.3	30	55.6	24	44.4	24	44.4	30	55.6
24 三重県	29	8	27.6	21	72.4	18	62.1	11	37.9	8	27.6	21	72.4	11	37.9	18	62.1
25 滋賀県	19	5	26.3	14	73.7	12	63.2	7	36.8	5	26.3	14	73.7	9	47.4	10	52.6
26 京都府	26	5	19.2	21	80.8	15	57.7	11	42.3	5	19.2	21	80.8	8	30.8	18	69.2
27 大阪府	43	9	20.9	34	79.1	23	53.5	20	46.5	9	20.9	34	79.1	15	34.9	28	65.1
28 兵庫県	41	7	17.1	34	82.9	25	61.0	16	39.0	5	12.2	36	87.8	19	46.3	22	53.7
29 奈良県	39	7	17.9	32	82.1	25	64.1	14	35.9	7	17.9	32	82.1	13	33.3	26	66.7
30 和歌山県	30	4	13.3	26	86.7	15	50.0	15	50.0	4	13.3	26	86.7	11	36.7	19	63.3
31 鳥取県	19	4	21.1	15	78.9	14	73.7	5	26.3	3	15.8	16	84.2	8	42.1	11	57.9
32 島根県	19	3	15.8	16	84.2	12	63.2	7	36.8	3	15.8	16	84.2	5	26.3	14	73.7
33 岡山県	27	10	37.0	17	63.0	18	66.7	9	33.3	10	37.0	17	63.0	10	37.0	17	63.0
34 広島県	23	6	26.1	17	73.9	12	52.2	11	47.8	6	26.1	17	73.9	6	26.1	17	73.9
35 山口県	19	1	5.3	18	94.7	10	52.6	9	47.4	2	10.5	17	89.5	6	31.6	13	68.4
36 徳島県	24	3	12.5	21	87.5	14	58.3	10	41.7	2	8.3	22	91.7	9	37.5	15	62.5
37 香川県	17	3	17.6	14	82.4	11	64.7	6	35.3	4	23.5	13	76.5	6	35.3	11	64.7
38 愛媛県	20	4	20.0	16	80.0	8	40.0	12	60.0	4	20.0	16	80.0	5	25.0	15	75.0
39 高知県	34	7	20.6	27	79.4	19	55.9	15	44.1	4	11.8	30	88.2	12	35.3	22	64.7
40 福岡県	60	20	33.3	40	66.7	29	48.3	31	51.7	16	26.7	44	73.3	36	60.0	24	40.0
41 佐賀県	20	3	15.0	17	85.0	9	45.0	11	55.0	2	10.0	18	90.0	10	50.0	10	50.0
42 長崎県	21	2	9.5	19	90.5	10	47.6	11	52.4	2	9.5	19	90.5	6	28.6	15	71.4
43 熊本県	45	13	28.9	32	71.1	26	57.8	19	42.2	10	22.2	35	77.8	22	48.9	23	51.1
44 大分県	18	3	16.7	15	83.3	9	50.0	9	50.0	2	11.1	16	88.9	5	27.8	13	72.2
45 宮崎県	26	5	19.2	21	80.8	13	50.0	13	50.0	5	19.2	21	80.8	8	30.8	18	69.2
46 鹿児島県	43	10	23.3	33	76.7	16	37.2	27	62.8	7	16.3	36	83.7	18	41.9	25	58.1
47 沖縄県	41	21	51.2	20	48.8	27	65.9	14	34.1	19	46.3	22	53.7	25	61.0	16	39.0

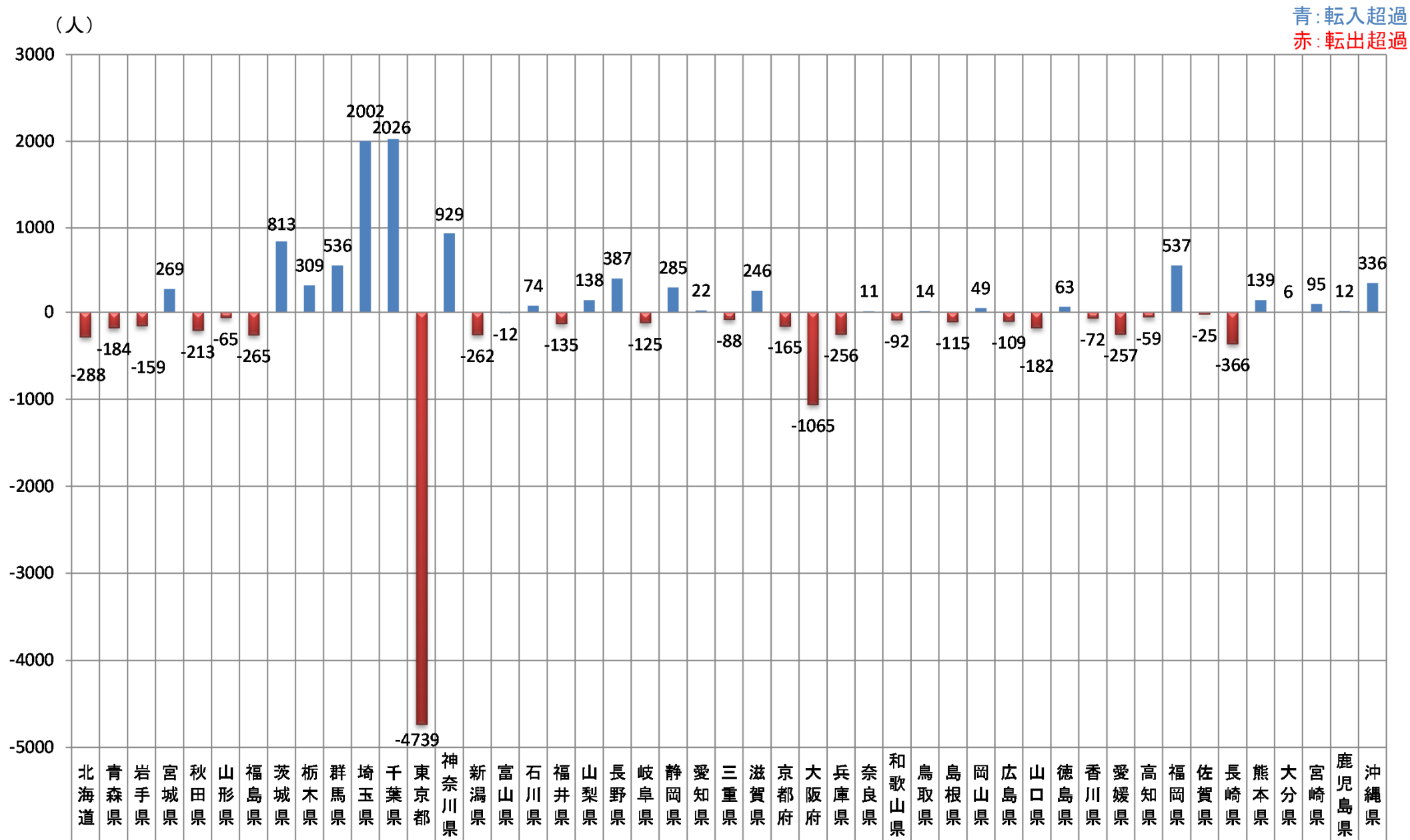
注1) 東京都特別区部は1市として扱う。

注2) 転入超過数0の市町村については転入超過に含める。

資料：住民基本台帳人口移動報告 平成26年結果

65歳以上の都道府県別転入超過数

○ 65歳以上の転出超過都道府県は24都道府県あり、三大都市圏以外にも相当程度ある。



移住先自治体の財政影響に対する考え方

移住先自治体の財政影響に対する考え方

1 移住者の介護リスク

- 移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度（同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ）。

2 移住による経済効果

- 高齢者が移住した場合、地域消費喚起（100人移住した場合には年間1.8億円程度）、税収増、保険料増等の収入増が見込まれ、支出増の要素となるのは、高齢期に至り高齢者の医療・介護ニーズが高まった場合となる。

3 住所地特例

- 加えて、高齢者の方が高齢者向けの施設（サ高住、有料老人ホーム、特養等）に移住した場合は、住所地特例により移住元の自治体が費用負担を担うルールなので、移住先の自治体の費用負担を考慮することになるのは、在宅への移住で、医療・介護が必要となった場合に限られる。

4 介護費用の負担

- 介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。
- また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。
- 第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

対応策の検討

- したがって、今後高齢者の移住等により高齢者が増加しても、経済効果、住所地特例、財政調整等の効果によりただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。
- その上で、特に年齢が高い高齢者が多い自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。

1 移住者の介護のリスク

○ 移住した高齢者が全員要介護認定を受けて要介護状態になる訳ではない。

※ 要介護認定 65歳～69歳：3%、75歳～79歳：14%、85歳～89歳：50%

○ また、要介護認定を受けた高齢者全員が特養に入所するのではなく、特養に入所するのは受給者全体の1割程度。

※ 100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護状態に、そのうち3人程度が特養に入所するイメージ。

【年齢階層別要介護認定者率（推計）】

65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～
3%	6%	14%	29%	50%	71%	84%

資料：社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護保険給付費実態調査（平成24年11月審査分）

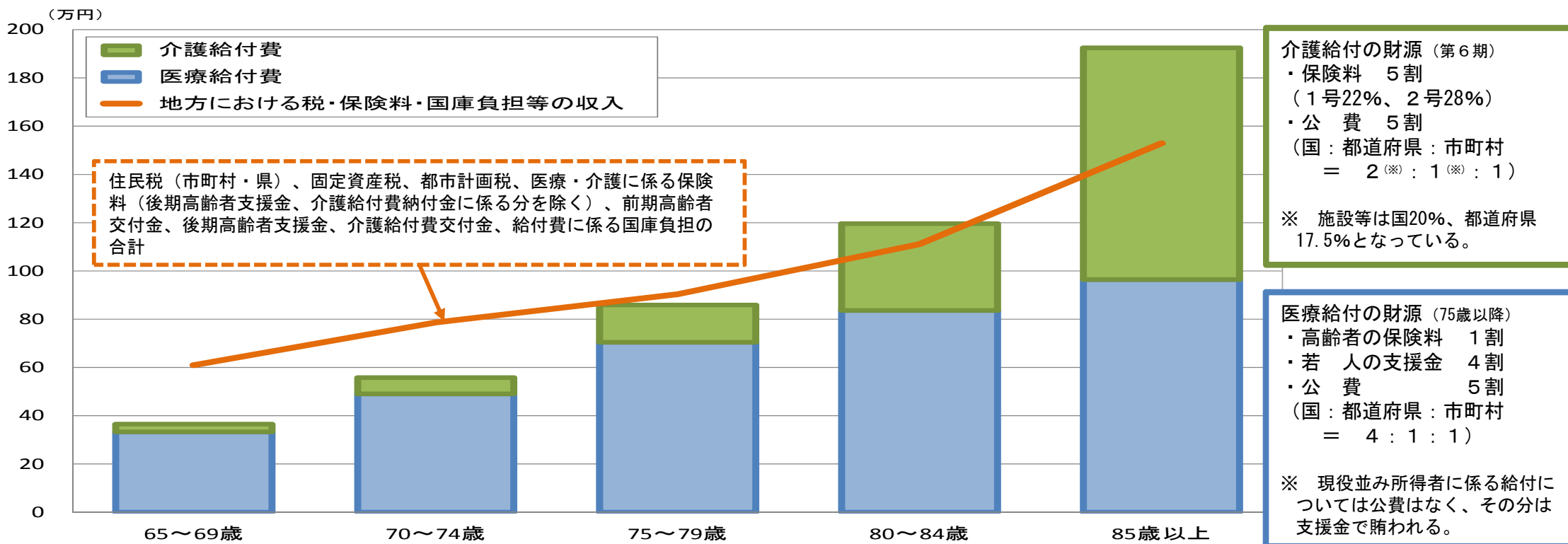
【各サービス受給者の割合（第1号被保険者）】

合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	うち、特養
100.0%	74.3%	7.8%	17.9%	<u>9.8%</u>

資料：介護保険事業状況報告月報（平成26年12月サービス分）

2 移住による経済効果

- 家計調査の単身高齢者の平均消費支出(月額15万円程度)で約100人分の消費を考えると、年間1.8億円程度の地域消費の喚起が期待される。
 - これに加えて住宅等への投資や医療・介護の需要なども考えられる。
 - さらに、直接の消費額等の1.6倍程度の波及効果を指摘する研究もある。
 - 医療や介護の給付費は年齢とともに上昇するが、移住者からの住民税や社会保険料、給付に対する国庫負担等が地方公共団体の収入となることを考慮すると、地方公共団体としての収支は、高齢期の中でも、比較的若い時期はプラス、高齢の時期はマイナスの要素が大きくなる。
- ※ 高齢者数の増による地方交付税交付金の収入増は考慮していない。



3 介護保険の費用負担

- 高齢者が要介護状態になったとしても、介護給付費の全額を移住先の住所地市町村の保険料で負担するのではなく、公費や40～64歳の若者世代の2号保険料による負担が保障される仕組みとなっている。
 - ⇒ 給付費が増えれば、それに応じて必ず当該市町村に交付される仕組みになっている。
- 介護給付費の5割は公費(税金)で負担する。地方負担分は地方交付税で措置される。
 - ①国費負担:25% ②都道府県負担:12.5% ③市町村負担:12.5%
 - ⇒ 都道府県や市町村の公費負担分については、65歳以上、75歳以上人口が増えると、地方交付税の基準財政需要額が増える仕組みになっている。
- また、介護給付費の28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国プールして負担する。
 - ⇒ それぞれの方の加入している医療保険(健保組合、共済組合など)を通じて集めた保険料を一旦全国プールしたうえで、各市町村の給付費に応じてその28%分を配分している。
 - ※ 例えば、東京在住のサラリーマンは40～64歳の間は介護保険料を各々加入する医療保険を通じて納めており、居住地である東京の自治体に納めている訳ではない。
 - ⇒ これにより、65歳以上の高齢者の割合が高くても第1号保険料の負担割合が一定水準より増加しないようにしている。
- さらに、調整交付金により、75歳以上の加入割合と所得の差を是正している。
 - ⇒ 75歳以上の高齢者の割合が高くてもそれによる差を是正している。

介護保険の財源構成と規模

(27年度予算 介護給付費：9.4兆円)
総費用ベース：10.1兆円

保険料 50%

公 費 50%

第1号保険料

【65歳以上】

22% (2.1兆円)

- ・第1号・第2号保険料の割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに、人口で按分

第2号保険料

【40～64歳】

28% (2.6兆円)

←全国プールし給付費で按分して配分

- ・第2号保険料の公費負担 (0.6兆円)
協会けんぽ (国：0.1兆円 16.4%)
国保 (国：0.4兆円 都道府県：0.1兆円)

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠公費負担の充当を行い、この部分が公費(国・都道府県・市町村)となる

国庫負担金【調整交付金】

5% (0.5兆円)

- ・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

国庫負担金【定率分】

20% (1.7兆円)

←給付費に応じ負担

- ・施設の給付費の負担割合
国庫負担金 (定率分) 15%
都道府県負担金 17.5%

都道府県負担金

12.5% (1.4兆円)

←地方交付税で措置 (※)

市町村負担金

12.5% (1.2兆円)

←地方交付税で措置 (※)

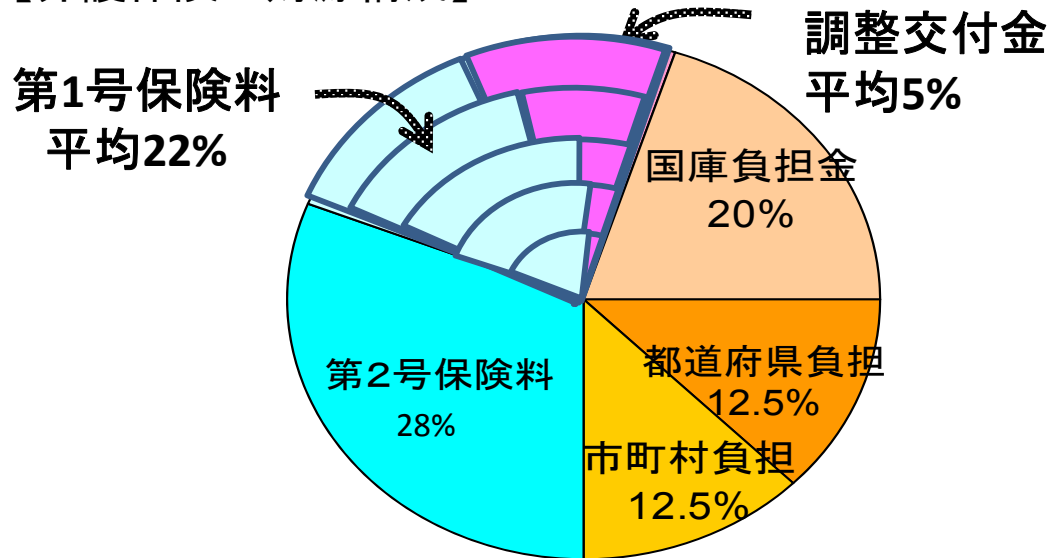
※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

※65歳以上人口及び75歳以上人口で傾斜配分 13

調整交付金について

- 高齢者の負担する1号保険料は、調整交付金(国費5%)により、各保険者における後期高齢者(75歳以上)の加入割合と被保険者の所得の差を全国調整している。
- このため、移住によって後期高齢者の割合が高くなった市町村には手厚く交付され、保険料(1号保険料)負担が増加しないようにする仕組みとなっている。

【介護保険の財源構成】



1. 後期高齢者の要介護認定率の違い

2. 被保険者の所得水準の違い

【調整交付金】

- ・ 国庫負担25%のうち5%部分を財源として、①後期高齢者の加入割合の相違、②高齢者負担能力の相違などによる格差を是正
- ・ 保険者の保険水準が同じであり、被保険者の収入が同じであれば、1号保険料負担額が同一となるように交付

(※) 調整交付金の計算方法

各市町村の普通調整交付金の交付額

$$= \text{当該市町村の標準給付費額} \times \text{普通調整交付金の交付割合}(\%)$$

普通調整交付金の交付割合(%)

$$= 27\% - (22\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \times \text{所得段階別加入割合補正係数})$$

調整交付金の財政調整の例

A町

後期高齢者(75歳以上)が多い
保険者
低所得の高齢者が多い保険者

調整交付金が5%であれば、11,200円

実際は
6,200円

調整交付金を
多く(14.5%)
支給

第1号保険料

B市

後期高齢者が少ない保険者
低所得の高齢者が少ない保険者

実際は、4,950円
調整交付金5%が出
れば、4,050円

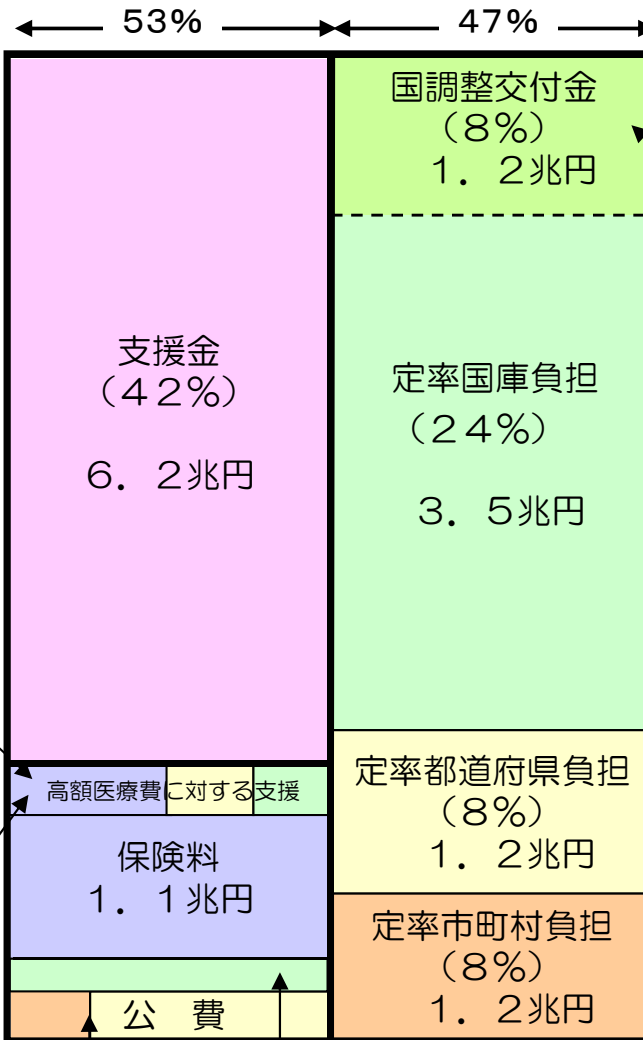
第1号保険料

調整交付金
なし

【参考】後期高齢者医療制度の財政の概要(27年度予算)

医療給付費等総額：14.8兆円

都道府県単位の広域連合



財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

0.1兆円程度（基金残高）
←地方交付税で措置（都道府県負担分）

高額医療費に対する支援

○高額な医療費による財政影響を緩和するため、1件80万円を超えるレセプトに係る医療費の一定部分について、国・都道府県が1/4ずつ負担する。

0.3兆円
←地方交付税で措置（都道府県負担分）

特別高額医療費共同事業

○著しく高額な医療費による財政影響を緩和するため、広域連合からの拠出により、1件400万円を超えるレセプトに係る医療費の200万円超分について、財政調整を行う。

33億円（うち国10億円）

調整交付金（国）

○普通調整交付金（調整交付金の9/10）
…広域連合間の所得格差による財政力不均衡を調整するために交付する。
○特別調整交付金（調整交付金の1/10）
…災害その他特別の事情を考慮して交付する。

- ・保険基盤安定制度（低所得者等の保険料軽減）
- ・保険料特例軽減

○保険基盤安定制度
・低所得者等の保険料軽減
…均等割7割・5割・2割軽減、被扶養者の5割軽減
＜市町村1/4、都道府県3/4＞
0.3兆円程度 ←地方交付税で措置

○保険料特例軽減（国）
・低所得者の更なる保険料軽減
…均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減
・被扶養者の9割軽減

811億円

4 介護保険料と高齢化率・後期高齢化率

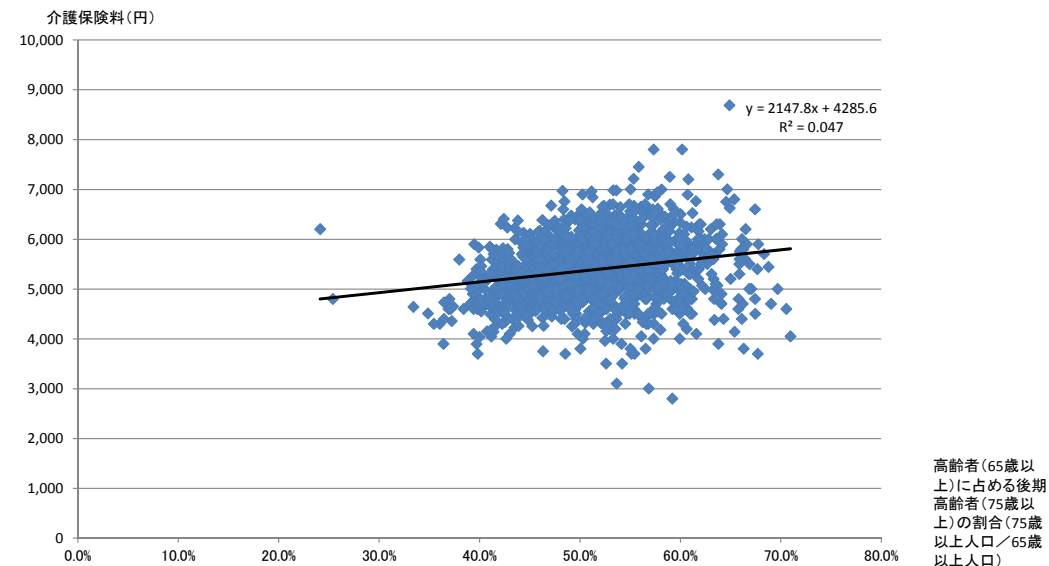
- 介護保険の第1号保険料は、調整交付金などによる調整の結果、その地域の高齢化率（65歳以上人口／総人口）や、後期高齢者の割合（75歳以上人口／65歳以上人口）との間には、相関関係がほとんどみられない。
- 今後移住等により高齢者が増加しても、それが直ちに1号保険料の増加につながることはないと考えられる。
- 保険料の伸びを抑えるためには、住民自身による介護予防のための取組を進めるなどにより、できるだけ高齢者が元気な状態を保てるようにすることが重要である。

【介護保険料（第6期）と高齢化率の関係】



※高齢化率(65歳以上人口／総人口)については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。
なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。

【介護保険料（第6期）と後期高齢化率の関係】



※高齢者(65歳以上)に占める後期高齢者(75歳以上)の割合(75歳以上人口／65歳以上人口)については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。
なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。